

新築住宅を供給する事業者の方への 大切なお知らせ

富山県版

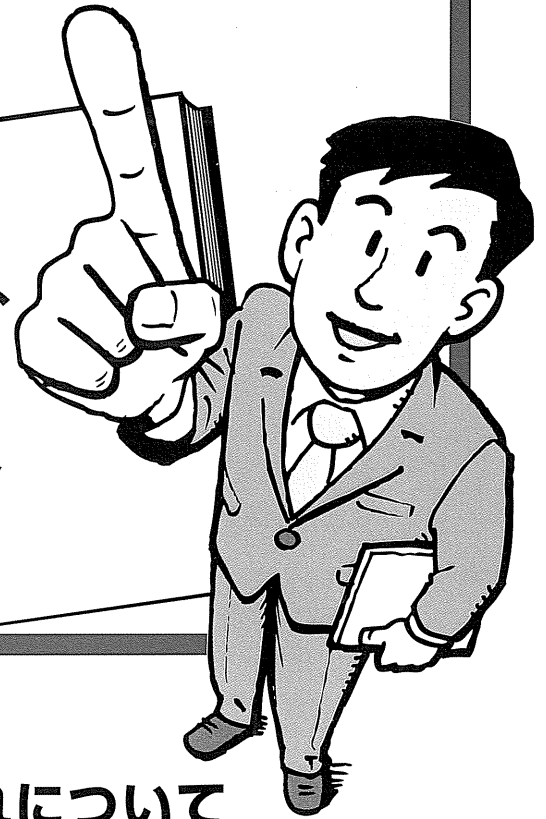
住宅瑕疵担保履行法

～特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律～

基準日における届出手続

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、
新築住宅を引き渡した事業者は、
毎年3月31日および9月30日の基準日ごとに
届出手続を行うことが必要となります。

住宅瑕疵担保履行法に
基づく資力確保措置は、
保険への加入や
保証金の供託だけでは
終わりません。



Start

住宅瑕疵担保履行法の流れについて

免許を受けた宅地建物取引業者または許可を受けた建設業者である

YES

平成21年10月1日以降に新築住宅を引き渡している

YES

引き渡した相手が宅地建物取引業者以外である

YES

住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置（保険への加入または保証金の供託）が必要です

NO

届出手続は
必要ありません

届出手続が必要です

届出手続に
必要な書類

- 届出書
- 引渡し物件一覧表
- 保険契約締結証明書または供託書の写し
(保険加入の場合) (供託の場合)

パンフレット中面を
ご覧ください

3

行政庁への届出

富山県知事の許可・免許を受けている場合は、富山県に届出手続をしてください。

国土交通大臣の許可・免許を受けている場合は、北陸地方整備局に届出手続をしてください。

【届出方法および問い合わせ先について】

許可・免許	業者種類	届出先	届出方法	連絡先・問い合わせ先	備考
富山県知事	建設業者	富山県新川土木センター 【魚津市、滑川市、黒部市、入善町、朝日町の事業者】	郵送又は 持参（窓口提出）	0765-22-9115	・正本1部 副本1部 合計2部 (受付押印した控えを希望される方は、さらに副本2部。郵送の場合は、返送先を記入した返信用封筒に郵送用の切手を貼ったものを同封して下さい。) ・届出全般に係る問い合わせは、県庁建設技術企画課(076-444-3312)まで
		富山県富山土木センター 【富山市、立山町、上市町、舟橋村の事業者】		076-444-4446	
		富山県高岡土木センター 【高岡市、氷見市、小矢部市、射水市の事業者】		0766-26-8423	
		富山県砺波土木センター 【砺波市、南砺市の事業者】		0763-22-3547	
		本庁土木部建築住宅課	郵送又は 持参（窓口提出）	管理係 076-444-3355	
	宅地建物取引業者	本庁土木部建築住宅課	郵送又は 持参（窓口提出）	管理係 076-444-3355	・届出書の提出部数は、1部です。 ・郵送の場合は、簡易書留郵便など確実な方法による提出が必要です。 (送付先住所) 〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 富山県土木部建築住宅課 「住宅瑕疵担保履行法届出書在中」と朱書で記載をお願いします。
国土交通大臣	建設業者 宅地建物取引業者	国土交通省 北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課	郵送又は 持参（窓口提出）	025-370-6571	○届出書の提出部数は正本1部です。 ○各県を経由せず、直接北陸地方整備局に提出して下さい。 (郵送送付先) 〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館

4

届出期間は基準日から3週間以内です。

届出手続は毎年「4月1日から21日※」および「10月1日から21日※」に行う必要があります。

期間内に届出をしない場合や資力確保措置を講じていない場合は、監督処分や罰則が適用されることとなります。

※ 休日の場合は翌営業日になります。

作成・問い合わせ先

○国土交通省住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室／総合政策局建設業課・不動産業課 (電話) 03-5253-8111 (代表)
URL: <http://www.mlit.go.jp> (HPトップのトピックス内「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律コーナー」をご覧ください。)

○都道府県連絡先：富山県土木部建設技術企画課・建築住宅課
(電話) 076-431-4111